

明治期，日本における最初の朝鮮人労働者：佐賀県 長者炭坑の炭坑夫

東定， 宣昌
九州大学

<https://doi.org/10.15017/1655021>

出版情報：経済学研究. 57 (3/4), pp.297-315, 1992-08-10. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：



明治期、日本における最初の朝鮮人労働者

— 佐賀県長者炭坑の炭坑夫 —

東 定 宣 昌

1 はじめに

明治以降の近代日本において、朝鮮人労働者の最初の集団移入が何時であったのか、未だ明らかにされていない。朝鮮人労働者の渡来は明治43年(1910)の日韓併合以後であるというのが通説である¹⁾。その理由として、朴在一氏や内藤正中氏は明治32年(1899)7月28日の勅令352号「条約若ハ慣行ニ依リ居住ノ自由ヲ有セザル外国人ノ居住及営業等ニ関スル件」の第1条により外国人労働者の入国が制限されていたことを指摘されている²⁾。その勅令第1条とは

外国人ハ条約若クハ慣行ニ依リ居住ノ自由ヲ有セザル者ト雖、従前ノ居留地及雑居地以外ニ於テ居住移転営業其ノ他ノ行為ヲ為スコトヲ得

但シ、労働者ハ特ニ行政官庁ノ許可ヲ受クルニ非サレハ従前ノ居留地及雑居地以外ニ於テ居住シ、又ハ其ノ業務ヲ行フコトヲ得ス

というものであった。この但書によって制限されていた労働者が、日韓併合により朝鮮人に限り適用されなくなったことに着目するのである。そして朴在一氏や朴慶植氏は、集団移入の先駆を、武田行雄「半島人労働者内地渡航の必然的傾向³⁾」に依拠して

明治44年 摂津紡績大阪木津川工場

大正元年 兵庫県同明石工場

大正2年 岡山県東洋館燐寸工場

大正3年 大阪府東洋紡、兵庫県川崎造船所とする⁴⁾。

しかし右の勅令第1条は、後に見るごとく、米英仏蘭露等の条約国民および中国人を対象としたもので、朝鮮人を対象としたものではなかったと思われる。そしてわが国の石炭産業史においては、右の勅令発令以前に朝鮮人労働者が渡来していたことが知られている。林えいだい氏は高野江基太郎『筑豊炭礦誌』の下山田炭坑に関する明治31年(1898)2月現状を示した「朝鮮労働者」と題する次の記述をもって最も古い記録であるとされる⁵⁾。

本坑に於て筑豊四郡に見さるもの一あり、朝鮮の労働者即ち是れなりとす、目下の現員は

注

- (1) 朴在一『在日朝鮮人に関する総合調査研究』(新紀元社 1957年)、朴慶植『朝鮮人強制連行の記録』(未来社、1965年)、内藤正中『日本海地域の在日朝鮮人』(多賀出版、1989年)。また小沢有作編『近代民衆の記録』10在日朝鮮人(新人物往来社 1978年)の諸論考も日韓併合以後とする。
- (2) 朴在一、前掲書 22頁。内藤正中、前掲書 5頁。松村高夫「日本帝国主義下における植民地労働者—在日朝鮮人・中国人労働者を中心に—」(『経済学年報』10、昭和42年)は渡航が禁止されていたとする。

- (3) 人口問題研究会編『人口問題資料』第35集(刀江書院、昭和14年)所収。

- (4) 朴在一、前掲書 23頁。朴慶植、前掲書 22頁。尚、これについては、松村高夫、前掲論文の表2も参照されたい。

二十九名にして、字新原に一棟の納屋を建築し、一人の本邦人之を監督して同居せしむ、其の役業は何れも唧筒方にして、労働時間を八時間とし一日の賃銭四十五銭を支給せり、其の使役の結果によれば殆んど本邦人に異ならず、頗ぶる良好なりしを以て更に之を増雇せんとし過般来既に手続中なりと云へば、遠からずして更に幾多の朝鮮坑夫を見るに至るべし

それでは上記労働者は何時どのように渡航したのであろうか。明治31年1月13日の新聞『門司新報』は次の如く記している。

下山田炭坑朝鮮坑夫を雇ふ 筑豊炭坑に於て朝鮮労働者を雇入れ、石炭採掘の業に従事せしむる計画あるは曩きに報ぜしが、古河市兵衛氏の所有に係る下山田炭坑にては他に率先して試験的に使用する事となり、此程人を韓地に派して雇入中なりし処、雇入契約を了りしもの頗る多く、此内二十九名は兩三日前釜山占当地（筆者注、門司港）に入りたる汽船台中丸にて附添人一名と別に通訳者一名と共に着門、一時五十分門司発の九鉄汽車にて折尾に赴き、同所にて筑豊支線に乗替へ碓井駅にて下車し、全駅より徒歩下山田炭坑に入れり、其服装等は結髪長袖の韓俗にして、間には手拭杯を頬被りせるものあるを見受けたりき、尚ほ全炭坑にては追々多数朝鮮の労働者を雇入るゝの計画ありと云へり

この記事によると、下山田炭坑の朝鮮人労働者

は釜山——門司經由で明治31年（1898）1月10日頃来日したことがわかる⁶⁾。『筑豊炭礦誌』の記事はまさにホットニュースであったのであり、同時にわが国の石炭産業にとって重大な注目すべき情報としていち早く報道されたものと思われる。

下山田炭坑は、明治27年（1894）古河市兵衛が頭山満から譲受けた山田、牛隈両鉱区945,950坪の、福岡県嘉穂郡熊田村字下山田（現在、山田市）に位置する古河の筑豊進出の先駆けとなった炭鉱である⁷⁾。明治31年2月当時、坑夫数350人、未だ仕繰を主としていて本格的出炭の段階に至っておらず、出炭高は1日平均約380,000斤（228トン）、わが国最初の炭鉱電化を企図して電気唧筒、電気捲揚の準備中であった⁸⁾。そのため『筑豊炭礦誌』の朝鮮人坑夫の役業は「何れも唧筒方」であった。しかし4月頃には採炭がやや本格化したためか次のような新聞記事を見る。

昨年末全炭坑（注、下山田炭坑）に於て朝鮮坑夫廿九名を雇入れたる事は当時の紙上に掲げしが、全炭坑にては当分の間、専ら坑外の事業に仕役して其熟練を待ちつゝありしに、此程来余程炭坑の事情に通し、坑外に於て従業せんより寧ろ採炭をなすの利益あるを悟り自ら坑内に入らんことを乞ふものあるに至りしより、客月中旬（注、4月）より採炭方に使役なし居れり、彼等は一意貯蓄をなして帰国せんと目的なるより、昨今にては非常に

(5) 林えいだい『強制連行・強制労働—筑豊朝鮮人坑夫の記録』（徳間書店、1981年）24頁。

姜徹編著『在日朝鮮人史年表』（雄山閣、昭和58年）は三池鉱山が明治31年に57名を連れてきたとするが、典拠が明かでない。

金賛汀『火の慟哭—在日朝鮮人坑夫の生活史』（田畑書店 1980年）は、金光烈調査として、明治32年（1898）三井田川鉱で2名の朝鮮人坑夫が死亡しているとする。

(6) 『福岡日日新聞』（明治31年1月11日）は1月10日到着とし、「京鐵道附近より募集せし人夫」とする。但し、『門司新報』と異なり、人数は37名、列車出発時間は、「2時10分発にて直方に向いたり」と報じた。

(7)(8) 日本経営史研究所編『創業一〇〇年史』（古河鉱業株式会社 昭和51年）108頁、および『筑豊炭礦誌』551～558頁。

勉励し居る由、依て事務所に於ても成るべく多額の貯蓄をなさしめんとて便宜を与へ居れり、又坑夫等の従事せる坑には他の日本坑夫と区別をなして、喧嘩争論を予防せり、因に記す、二十九名の内炊事通弁等に従事するもの五名あり、実際採掘に従事するハ二十名なり⁹⁾

右によると、4月中旬頃より29名中20名が採炭夫となったが、日本人坑夫との間に喧嘩等もあったようで、納屋だけでなく、採掘現場(切羽)も別になっていたことがわかる。残念ながら、この古河下山田炭坑の坑夫のその後を示す史料は全く存在しない。

しかし朝鮮人坑夫の雇傭は古河下山田炭坑が嚆矢であったのではない。次の記事を見よ。

(前略) 石炭坑夫欠乏の爲め鉱業者の困難は一層の事なるが、聞く処に依れば、筑豊炭坑主の中にハ彼の東嶋猷一氏が長者炭坑に雇入れたる朝鮮坑夫好成绩なるを見て追々此等朝鮮坑夫を雇入れんと議あり、兎に角長者炭坑の実況並に其雇入の手續を調査するため近日の内調査委員を派遣する由なり¹⁰⁾

これは古河下山田炭坑が明治31年1月筑豊で最初に朝鮮人坑夫を導入した前年、即ち30年(1897)秋のことである。この記事中の「筑豊炭坑主」が古河下山田炭坑であったか否かは明確ではないが、同坑に先駆けて、東嶋猷一が長者炭坑で朝鮮人坑夫を雇入れていること、これを筑豊の炭鉱経営者が調査しているのである。この長者炭坑の朝鮮人雇傭については地元新聞『佐賀自由』が「蓋し坑夫に外国人なる朝鮮人を雇入れしハ九州のみハ各府県とも絶無のことにて、氏(注、東嶋猷一)こそ実に其嚆矢な

るべし」¹¹⁾と記し、且つ筑豊地方では古河下山田炭坑が最初であったとする前掲『筑豊炭礦誌』や『門司新報』の記述等からしても、長者炭坑が朝鮮人労働者雇傭の先駆であったことは明確である。

そこで小稿は長者炭坑の朝鮮人労働者の導入経過と実態を紹介しようとするものである。史料は『門司新報』紙上に明治30年9月19日より10月1日まで10回にわたって連載された栄城子「長者炭坑に於ける朝鮮労働者」を始めとし、その大部分を新聞に依拠している。新聞の史料価値については種々の議論はあるが、新聞記事以外にほとんど拠るべきものがないので、とりあえずこれに依拠しながら、今後史料の発掘に努めたい。

2 長者炭坑と経営者東嶋猷一

長者炭坑は、伊万里湾の西岸、佐賀県西松浦郡西山代村大字峰(現在、伊万里市)にあった。同坑について、その開坑、閉山の月日や経営状況を明らかにする史料はなく、新聞記事や『鉱区一覧』などから、わずかにその一端を窺うことができるだけである。「鉱山沿革調」¹²⁾によると、西松浦郡の石炭採掘の歴史は天保10年(1839)頃まで遡ることができる。商品生産としての石炭採掘が行われるようになるのは明治初年から10年にかけてである。峰では、明治7年(1874)に石炭が発見され、翌8年採掘を開始し、14年(1881)頃には凡そ100人の坑夫がこれに従事している。しかし10年代後半にはいっ

(11) 『佐賀自由』明治30年8月22日。

(12) 秀村選三外校註『明治前期肥前石炭礦業史料集』(文献出版、昭和52年)所収。但し「鉱山志料調」(同上所収)によれば、立川村の採掘記録は文政年間まで遡りうるといふ。

(9) 『門司新報』明治31年5月6日。

(10) 同上 明治30年10月24日。

たんすべてが放棄され、¹³⁾再開されるのは20年代後半になってからである。

長者炭坑の名称の初見は明治27年(1894)の「試掘採掘採取一覧表」¹⁴⁾である。この時、西山代村大字久原字峰の鉱山名称が“長者”，鉱業人氏名が“東島猷一”となっている。翌28年(1895)6月，長者炭坑は新聞に1週間にわたり「坑外日雇稼人募集広告」を出す。

男女老若数百人募集候条，男子は拾四，五歳以上のものなれハ種々適當の雜役に従事せしむ，身体強壯のものハ石炭仲仕に使役し，女子ハ十歳より以上のものハ老幼を問ハす選炭に従事せしむ，日給ハ其技倆の如何により相當の賃錢を給す，最も男子壮丁のものハ日給拾八錢以上參拾錢まで，女子ハ參錢以上拾貳錢迄とす，仕事上の熟達するに隨ひ漸次増給す，家族一全引越すものは寢具食器を持參すれば家屋ハ貸渡し，総て便利に取計可申，望ミの者ハ至急申込あるべし(後略)¹⁵⁾

明治期の新聞史上における炭鉱労働者募集広告は珍しいものである。炭鉱労働者のもっとも識字率が低い階層であったから，当然広告の対象と主意は「各地有志家諸君，御近傍に赤貧のものにて口糊に差問へ居るものあらハ此広告の主意を御示しあらんことを希望す」ところにあったのである。

おそらくこの頃長者炭坑は本格的に稼業を開

始したものと思われる。何故なら，このような斬新な思いきった広告をみることができるだけでなく，次のような状況もあるからである。坑主東島猷一が同所に鉱区を獲得するのは，明治23年(1890)2月佐賀県小城郡別府村の古賀山炭坑を三菱社に譲渡して後のことだと思われるので，長者炭坑の開坑は明治23年から28年の間ということになる。しかし，24年から6年まで炭価は低迷していたので新規開坑は困難であったであろう。おそらく本格的稼業の開始は日清戦争中か戦争直後の27，8年頃であったろう。29年10月には「從來採掘し来りし炭層下に於て頗る純良なる炭田を発見し，新たに坑口開掘中」¹⁶⁾(注，傍点筆者，以下同じ)で，その坑口は翌11月に長者炭坑を距る百数十間のところ「楠久村浦海岸」に完成した。

明治30年(1897)には坑夫400名以上を雇傭し，毎日の出炭高120トン余，主要販路を播州塩田とする伊万里炭田中最大の炭坑であった。新聞は次のように報じている。

西松浦郡楠久より北松浦郡平戸に至る沿岸にある数百の炭坑は概して石炭の採掘高は減却したるに反し，播州地方塩田の景氣引立ちし為め，石炭買積の目的に来れる船舶は沿岸一帯に多きに，多々の需要を充分満たし得る炭坑は東島猷一氏の所有に係る長者炭坑のみにて，目下坑夫の雇入れられたる者四百余名，毎日の出炭高二十万斤以上に及び居れり(後略)¹⁸⁾

しかしその後の長者炭坑に関する記事は極めて少なく，閉山年月も明らかではない。ただ時期は明確ではないが，「不幸にして，偶々天災の

(13) 峰村には明治16年6借区が存在するが，産鉱高はなく(工部省鉱山課『鉱山借区一覧表』，明治16年12月31日調)19年には借区数も1となる(農商務省鉱山局『鉱山借区一覧表』明治19年12月調)両資料とも九大石炭研究資料センター『石炭研究資料叢書』第11集，12集所収)。

(14) 福岡鉱山監督署管内「試掘採掘採取一覧表」(井手以誠『佐賀県石炭史』金華堂，昭和47年，71頁)。なお，東島猷一は同村駄路にも鉱区を所有している。

(15) 『佐賀自由』明治28年6月下旬広告。

(16) 同上 明治29年10月17日。

(17) 同上 明治29年11月7日。

(18) 同上 明治30年3月13日。

侵す処となりて、大失敗を来たし、廃業の止むなきに至」ったようである¹⁹⁾。

長者炭坑の実質的経営者東島猷一は生年も歿年も不明である。肥前国佐賀郡今宿裏名（現在、佐賀市今宿）出身の士族で、明治20年頃迄は原姓であった。おそらく禄を離れた後の生計の道を炭鉱経営に求めたのであろう。明治8年（1875）小城郡多久村字小池谷に5000坪の鉱区を獲得して炭鉱経営を始めた。同坑は以後毎月凡そ20万斤（120トン）を出炭し、明治14年当時30名の坑夫を使役していた²⁰⁾。また明治9年（1876）年には同郡小侍村字蜂ノ巣の蜂ノ巣炭坑（鉱区坪数1万坪）を譲受け、同坑をして「六年ノ頃ヨリ炭価下落シ、漸ク月二百万斤余出炭セシ処、同十年三井物産会社ト約定販売ヲ以テ稍面目ヲ一変」²¹⁾させしめ、小城郡屈指の炭坑とした。さらに11年（1878）には同村柚ノ木原字裏狩谷に2700坪の坑区を獲得し²²⁾、多久地方

におけるもっとも有力な炭鉱経営者となった。

彼をして多久地方のもっとも有力な経営者たらしめたのは、著名な蜂ノ巣炭坑の経営とともに、内陸部多久地方石炭の販路の開拓に努力したことにあった。多くの炭坑が地元小城郡別府村および納所村の石炭問屋に依存していた時、彼は梅崎義剛、吉岡久泰、武藤廉平、副島哲吾外9名の坑主と連携して三井物産との間に「肥前多久石炭約定書」を結び、小侍村、多久原村採掘石炭の新販路を開拓した。この契約は、明治10年（1877）2月26日仮契約、3月に本契約に改められた²³⁾。彼がこの契約の主推進者であったことは、多くの地元経営者をさしおいて、「両村炭坑主或ハ稼人代理」の筆頭契約者となっていることから推測できる。彼は右の坑主たちとともに、明治11年6月には一転して三菱社との関係が濃密な「運炭舎」を組織し、「運炭ノ保護ヲ専ラトシ、各坑ノ出炭ヲ山崎、長尾両土場ニ合併シ、上下ノ品類ヲ分チ、品位相当ノ仮代価ヲ定メ、同等ハ之ヲ混同ノ下、住ノ江ヨリ長崎及神戸其他ノ諸湊エ運送シ、各代価ノ正ヲ得セシメント」した²⁴⁾。即ち小炭鉱主が共同して安定的販路の確立に努力したのである。

しかし彼はこれにあきたらず、設立後1年あまりで運炭舎から離脱し、単独で長崎に支店を設置した。「鉱山沿革調」は蜂ノ巣炭坑につき

同年（筆者注、11年）八月ヨリ当地各坑業人中運炭舎ヲ設立シ、当地坑産総テ長崎寄留外国人及ヒ三菱会社エ長崎港ニ於テ販売、同十二年九月運炭舎ヲ分離シ、更ニ長崎港ニ支店ヲ設ケ、同港工作分局及三菱会社、其他東京

(19) 笠原広編『在京佐賀の代表的人物』（喜文堂、大正7年5月）252頁。同書は東島猷一の長男原剛一について「明治三十年早くも猷君猷一氏の業を継承す、蓋し君の猷君は当時県下の鉱業界に覇を称へたりしが、君は猷君に代りて県下に炭鉱会社を営み、其の機に処し、変に応じて活用の妙を極はむるの敏腕は、営業一年にして直に鋒芒を現はし、獲得数百万円の多きに上りし」と記している。炭鉱は長者炭坑を示し、猷君猷一氏は猷一の誤りと思われる。猷一は30年には坑主の名義を剛一に譲り、自らはその後見人となったことは後掲の史料「朝鮮国より坑夫雇入願」などからも裏付けられる。

なお、長者炭坑の明治32年の出炭高は1万7572トン（『佐賀』明治33年8月25日、『門司新報』同年9月16日）翌33年夏には採掘を中断し、仕操中であった。新聞には、「第三長者炭坑は既に炭層に着したるを以て、鳴石の第一坑にありし納屋を移し、全時に坑夫も転せしめつつあり」（『門司新報』明治33年9月27日）とある。『鉱区一覧』によると、長者炭坑は明治45年には鉱区面積42万6307坪を有しているが、既に出炭はしていない。その鉱区も大正7年7月から8年7月の間に、原剛一から佐賀経吉（福岡県）へ譲渡された。

(20) 長崎県勸業課編「鉱山沿革調」（前掲『明治前期肥前石炭産業史料集』所収）。

(21) 同上。

(22) 長崎県第二課編「明治九年以降借区券受取証綴」（佐賀県立図書館蔵）。

(23) (24) 秀村選三「明治前期肥前多久地方における運炭体系の胎動」（秀村他編『近代経済の歴史的基盤』ミネルヴァ書房、1977年、所収）および同「明治十年三井物産会社の肥前多久石炭約定書」（『エネルギー史研究』第7号、所収）参照。

工部省等エ販売」⁽²⁵⁾

と記している。当時の多久地方の小炭鉱主には見られない積極的経営である。これが失敗したのか、明治16年の段階では、蜂ノ巣炭坑からは既に撤退しており、前述小池谷炭坑と小侍村笹尾炭坑のみ経営している⁽²⁶⁾。そして19年の『鉱山借区一覧表』に彼の名前を見出すことはできない⁽²⁷⁾。その一方で、17年に古賀山炭坑(小城郡別府村、借区人井原文平、柴田文六、借区面積440,360余坪)の稼業人となり、これを明治23年(1890)120,000円で三菱社に譲渡している⁽²⁸⁾。おそらくこの後伊万里地方に新たに炭坑を求めたものと思われる。以後前述のごとく明治27、8年頃より長者炭坑の経営者として活躍する。

明治30年(1897)新聞『佐賀自由』は県内各分野(農業、工業、銀行など10分野)で活躍する実業家三傑を読者投票によって選出した。東島猷一はこの礦業分野で、冒険家として最高点を得ている⁽²⁹⁾。他の二傑は敏活家高取伊好、有名家高取伊好であったから、当時芳ノ谷、相知、柚ノ木原、赤坂口等の諸炭坑を経営し、唐津石炭鉱業組合長であった高取伊好に比肩する、県内では極めて著名な炭鉱経営者であった。“冒険家”には、本稿のテーマである朝鮮人労働者の移入が大きく評価されていたかもしれない。しかし、それだけではなく、前述運炭舎の設立と失敗、長崎港における単独販売の試み、造船業

の兼営⁽³⁰⁾にみるように、冒険性は彼の経営姿勢としてつとに著名であったのである。そのことは後日彼の海底炭田開発計画に関して、新聞が「兎も角率先して他人の企て得ざる偉業を企つ豪胆斗の如き氏にあらざれば能はさることなるべし」⁽³¹⁾と評していることにも窺える。

彼は佐賀県石炭業者組合の設立に当っては評議員となり、さらに佐賀県石炭同業組合の創立のためには高取伊好、河村藤四郎、藤田平治と共に発起人として力を尽くした⁽³²⁾。

3 朝鮮人労働者の導入経過

日清戦争後の石炭産業は市場の拡大によって未曾有の好況を呈した。「日清戦役後一般事業ノ勃興ト共に石炭ノ需要頓ニ増加シ、明治三一・二年ノ如キハ斯業ノ全盛ヲ極メ」⁽³³⁾たのであり、また「二十九年より三十年、三十一年の頃にかけては、炭況大に振ふて斯業の隆盛前古に比な」⁽³⁴⁾かったのである。

かかる好況下で佐賀県内の坑夫不足は一層顕著であったようである。明治29年から30年1月にかけての「佐賀県下の鉱業大勢」を報じた新聞は次の如く記している。

昨年夏秋の候(筆者注、明治30年)我筑豊四

(25) 前掲『明治前期肥前石炭礦業史料集』34頁。

(26) 前掲、明治16年12月31日調『鉱山借区一覧表』。

(27) 蜂ノ巣炭坑は村島辰之助外1名の、小池谷は鹿江岩吉の、笹尾は字狩谷として横尾庸夫の名義となっている。

(28) 『三菱社誌』17(昭和55年復刻)20頁。長野暹・坪内安衛編『石炭史』—佐賀県石炭産業資料文書・文献編—(佐賀県商工労働部工鉱課、昭和61年)63頁。『佐賀新聞』明治23年3月14日。

(29) 『佐賀自由』明治30年10月1日。

(30) 東島猷一は長者炭坑の所在地西山代村鳴石で西洋型帆船の造船業を起したが、廃坑と共に廃止した。(西松浦郡役所編『西松浦郡誌』大正10年、618頁)。

(31) 『佐賀』(『佐賀自由』改題)、明治32年8月31日。

(32) 佐賀県石炭業者組合は明治31年4月12日に設立された。この評議員は、東松浦郡7名、小城郡2名、杵島郡3名、西松浦郡2名、計14名であったが、東島猷一は西松浦郡の評議員に選出されている(『佐賀自由』明治31年4月19日)。佐賀県石炭同業組合は33年1月15日創立(『佐賀』明治33年1月5日)。

(33) 農商務省鉱山局『石炭調査概要』大正2年。実際はやや異なることは行論のうちに明らかである。

郡は固より何れの炭坑にても鉱夫の欠乏にハ非常に困難を来したるも、佐賀県下に於ては一層甚だしく、其結果として各郡の鉱業家は屢々集会して協議する処ありも充分の効果を見ず、目下筑豊各炭山が鉱夫の饒多に苦しむるにも拘はらず、佐賀県下の各炭坑に於ては今尚ほ其欠乏に苦めるものゝ如し⁽³⁵⁾

何故佐賀県が他県に比し一層坑夫不足に苦しんだかの検討は今後の問題として、これを打開するため長者炭坑の「冒険的鉱業家」東島猷一は外国人労働者の集団移入を図った。

その経過を「長者炭坑に於ける朝鮮労働者」⁽³⁶⁾によって整理すると次の通りである。

- 明治29年12月 中国人労働者雇入れを図り、大森鐘一長崎県知事に相談。
- 大森知事は朝鮮人労働者雇入れを勧め、野口勝馬長崎県外事課長も賛成。
- 朝鮮人労働者雇入れに決定し、長崎市八百屋黒岩俊九郎（対馬出身、既に当時朝鮮人未成年労働者2名雇傭中）に依頼する。黒岩努力するも進展せず。
- 明治30年5月、具然韶一行が有田陶磁器朝鮮輸入防遏のため有田焼製造師範方として職工雇入れのため来日。偶然具然韶、通訳小峯源

作と長者炭坑視察。

- 東島猷一および坑主原剛一（東島猷一長男）は小峯に朝鮮人労働者雇入れを依頼。小峯は2・300人なら可能と依頼応諾。

右のごとき経過の後、小峯源作⁽³⁷⁾を募集請負人としていよいよ労働者募集が具体化したのであった。

おそらく東島猷一は日清戦争の結果から中国人工労働者の導入を企画したのであろう。これに対し、大森長崎県知事の教示は「支那人を雇入るるには条約国たるを以て種々の手続を要するに引替へ、朝鮮ハ無条約国なるを以て此等面倒の事なきに就き、かたがた便利ならん」というものであった。即ち、新政府は明治4年(1871)清国と修好条規、通商章程に調印するが、米英仏露蘭と同様に、清国人の居留地外の居住、通商を制限していた。これに対し、朝鮮国とは明治9年(1876)2月に修好条規、更に引続き8月24日に修好条規付録に調印するが、朝鮮人雇傭に関してはこの付録第5款で、朝鮮国政府の来日許可のみでよいことになっていた。

第五款 議定シタル朝鮮国各港ニ於テ日本国民ハ朝鮮国民ヲ賃雇スルヲ得ヘシ、朝鮮国民其政府ノ許可ヲ得ハ日本国ニ来ルモ妨無シ

東島猷一の当初の予定は「外国人雇入れは新規の事にて、彼等が十分用立候や否哉差分り不

(34) 高野江基太郎『筑豊石炭鉱業要覧』（筑豊石炭鉱業組合事務所、明治43年）10頁。

もっともこれは長期的視点によるもので、筑豊・肥前とも明治31年夏頃より炭価は下落を始め、32年夏には暴落し、山元、港とも貯炭の山となっている。これを報じた新聞記事から1例を示すと「筑豊五郡の炭坑大小併せて其数二百二十坑の多きに達し居りしが……本月一日の調査にては二百二十坑の内最早全く休坑せるもの若くは殆ど廃坑に帰し、仮令坑所には貯炭を有するも之れを門司若松其他の市場に送出するの勇氣なきもの実に九十六坑の多きに達し居れりとなり、困難の事情想ひ見るべし」（『佐賀』明治32年7月22日）。

(35) 『門司新報』明治31年6月19日。

(36) 『門司新報』に明治30年9月19日より10月1日まで10回連載。

(37) 「小峯源作氏は対州の人にして、今年三十二歳なるが、十二歳の時ハ朝鮮に渡り、李載純（筆者注、宮内大臣等歴任）の邸に七年余食客となり、爾来京仁の間に住して我国と朝鮮国との間に起りたる交渉事件ある毎に通訳官となり、彼の明治廿七八年戦役の際の如きは大島混成旅団に随いて勲功あり、後ち勲八等に叙せらる、氏兄弟二人あり、何れも戦役の際は通訳官として従軍し、夫々授勲ありしと、又氏が家は豊太閤征韓以来我国と朝鮮国との間に事件ある毎に必ず通訳の任を仰付けられし旧家なりと云ふ」（同上）。

申候ニ付、今度は試験の爲め五十人を限り雇入れ、都合宜しければ五百人迄雇入度」³⁸⁾ というもので、試験的に50人程度雇入れ、労働者次第で炭坑全体を朝鮮人坑夫によって経営しようとするものであった。そのため小峯が帰国後僅か2週間で200人の雇入れが出来たことを知らせて来た時にも、東島は「朝鮮人雇入れの事たる前例なき処にして、果して好結果を得るや覚束なき処なれば……先づ六十名丈け渡航すべき旨回答した」のであった³⁹⁾。このように「冒険的鉱業家」東島猷一をしても、外国人労働者受入れについては大きな不安があり、慎重たらざるを得なかった。

かくして総数59人(うち2人は炊事方のため)坑夫57名は2班に別れて来日した。1班20名は長里通訳の引率で、明治30年(1897)8月2日仁川発の郵船肥後丸に乗船、6日長崎港着、直ちに海上で瀬田川丸に乗替え、7日伊万里湾から長者炭坑に到着した。2班37名は小峯源作が引率して南越丸に乗船、8月11日長崎港着、1班同様の方法で伊万里湾に入港した。これには、加藤増雄公使、京城、仁川の各領事、高須欽西松浦郡長、郵船長崎支店支配人吉末倉助等の援助があり、スムーズに進行した。

東島猷一は受入れ直後に次のごとき届書を外務大臣宛に差出した。大森長崎県知事の示唆のごとく、国内手続はこれのみで終了し、少しの面倒もなく、至って簡単なものであった。

御届

今般朝鮮国より男五十七名別紙の通り傭入、左記の事項約束致候に付、此段及此届候也一業務は坑内に於て採炭の業に従事致候事一給料は採掘したる塊炭ハ百に付賃錢四錢六厘(甲乙丙丁)、粉炭三錢一厘宛の事、但炭価の高低に依り賃錢の増減をなす事あるべし

一傭入契約年限は明治三十年八月十一日より明治三十五年八月十日迄満五ヶ年の事、但し本年限内と雖ども坑業上の都合に依り解傭する事あるべし、此場合に於てハ前々ヶ月各自專業賃錢高の平均金額拾五日分を支給す

一住所は坑業場、即ち佐賀県肥前国西松浦郡西山代村大字峯、長者炭坑の事

一大日本帝国の法律を遵守し、日本人坑夫全様長者炭坑の諸規則及慣例に服従すべき事
佐賀県西松浦郡西山代村長者炭坑

明治三十年八月十七日 坑主 原 剛一
右後見人 東島猷一

外務大臣伯爵大隈重信殿

40)

ここでは手続経過のみを紹介し、右の契約内容等については後に検討する。かくしてこの時来日した労働者は表1の通りであった。最年少者18才、最高年者36才、平均年齢25.6才でまさに「血氣旺盛の壮丁」であった。出身地は京城34名、釜山16名、平安道2名、その他5名である。このように京城および釜山出身者が多数を占める理由は、「最初の事なれば成るべく日本の事なり、言語風俗に慣れたるもの、即ち日本居留地附近のものを撰抜したるに基因す、現に在韓居留本邦人の邸宅に雇はれ居りしもの拾余人

(38) 黒岩俊九郎との交渉時における、明治30年3月付佐賀県知事大山綱昌宛「朝鮮国より坑夫雇入願」(同上)

(39) 朝鮮国政府の方も、200名の労働者の日本出国について、折から日本亡命中の朴泳孝等の私兵となるのではないかと疑い、「旅行免状」を容易に下付しなかったという(同上)。これは古河下山田炭坑の場合でもそうであった(『福岡日々新聞』明治31年1月26日)。

(40) 注(36)に同じ。

明治期、日本における最初の朝鮮人労働者

表1 第1回来日朝鮮人労働者

住 所	姓 名	年 齢	住 所	姓 名	年 齢
京 城	崔揚順	21年	京 城	吳応仁	29年
釜 山	林聰功	26年	釜 山	金揚黜	27年
同	崔武一	30年	同	姜官植	31年
同	白文伊	30年	同	朴景成	27年
同	吳徳水	25年	同	李基陳	25年
京 城	李仲植	24年	京 城	趙竜八	25年
釜 山	金道城	19年	平安道	李用夷	20年
同	権鶴黜	20年	京 城	崔成化	25年
京 城	袁潤景	24年	釜 山	李鶴首	25年
同	洪徳元	30年	同	金徳雲	30年
同	李長孫	33年	水 源	安漢竜	21年
同	崔記洪	30年	京 城	黄福成	25年
忠成道	金鶴鳳	19年	平安道	朴玄天	18年
京 城	李春夷	28年	京 城	金光三	27年
釜 山	朴竜浩	20年	同	朴汝夷	30年
京 城	金太平	21年	同	金於景	30年
陽 根	韓万福	24年	同	姜燕植	28年
京 城	李春植	25年	釜 山	朴元福	27年
黄海道	黄世福	29年	京 城	池春植	25年
京 城	朝与伊	21年	釜 山	金成天	23年
同	朱基与	26年	京 城	金得賢	25年
同	金鐘夏	25年	同	李竜植	29年
同	朴雲景	21年	同	李春順	30年
同	朴長孫	29年	同	鄭成保	20年
同	金千王	25年	同	趙成汝	27年
同	趙得雲	27年	仁 川	南鶴校	36年
同	金赫順	25年	京 城	金君石	23年
同	金順瑞	29年	同	金明成	22年
釜 山	尹潤植	23年			
					57人

注)『門司新報』明治30年9月23日

表2 入坑人数および賃金

就業月日	入坑人数	事業高	平均賃金
8月8日	20人	4円99銭	24銭95
9	20	5 97	29 85
10	20	6 55	32 75
11	20	8 66	43 3
12	旧盆会に付休業		
13	〃		
14	〃		
15	58	14 25	24 57
16	58	20 43	35 22
17	58	31 79	54 81
18	58	31 60	54 48
19	55	28 06	51 02
20	57	29 48	51 72
21	57	28 25	48 71
22	52	26 43	50 83
23	58	29 49	50 84
24	54	25 06	46 41
25	58	31 52	54 34
26	51	21 13	41 43
27	56	30 57	54 59
28	58	38 89	67 05
29	57	34 85	61 14
30	53	25 94	48 94
31	58	30 48	52 55
9 1	58	29 74	51 27
2	57	29 45	51 67
3	58	31 70	54 66
4	57	28 77	50 47
5	50	23 83	47 66
6	53	26 60	50 18
7	58	30 48	52 55

注)『門司新報』明治30年9月26日より作成

あり」ということであった。

冒険的にかつ慎重に導入した朝鮮人労働者に対する労務管理については後に紹介するが、彼らは経営者が満足する極めて優秀な成績を示した。1班20名は到着翌日から入坑採炭し、2班37名は旧盆3日間休業して15日から入坑した。

表2は最初1ヶ月間の入坑人員、事業高(賃金総額)、平均賃金を示したものである。平均賃金は初日の24銭余を最低額とし、最高額は67銭余、1ヶ月1人平均47銭78であった。長者炭坑の日本人坑夫や近隣炭坑の平均賃金についての史料

がないので、これを筑豊4郡の当時の平均賃金と比較すると、遠賀郡63銭5厘、鞍手郡54銭6厘、嘉穂郡62銭7厘、田川郡57銭2厘、4郡平均59銭5厘であるから⁽⁴¹⁾ 全くの未経験者であることを考慮するとその優秀さがわかる⁽⁴²⁾。しかしそれ以上に評価されたのは入坑率の高さであった。

かかる状況から当初の不安は払拭され、長者炭坑は次々と朝鮮人労働者を移入した。しかしそれが何回にわたったのか、総人数が何名であったのか必ずしも明白ではない。新聞報道を素材に検討する外に、管見の限り史料はない。増雇に関する記事を整理して表にすると表3のようになる。前述のごとく第1回の導入は2班に分けて合計59名であった。①は予定記事であるが、②によると「嘗てより八十余名の朝鮮労働者を雇入れ居りし」ことから、実際に雇入れられたものと思われる。②は「今又朝鮮労働者七十七名を雇入れたる由、同坑主原剛一氏より其筋に届出た」ものであるから、人数は別にして

増雇は事実であろう。③と④は、増雇人員、順序数が異なっている。また表記以外でも、門司から長者炭坑までの経路が③は夜行列車で④は「第一電信丸の幸便にて一同唐津迄海路」と相違しているのであるが、同じニュースを報じたものであろう。

以上のごとく考え、かつ新聞が遺漏なく報道していると仮定すれば、長者炭坑雇傭の朝鮮人労働者は、第1回59名、第2回40名、第3回77名、第4回54～56名と4回にわたり総数約230名であったと考えられる。これは前述の小峯源作が僅か2週間の間に「労働者二百名雇入の約束出来たり」とする契約が、第1回の試験採用の好結果により、すべて実行されたと考えることもできよう。新聞も次のごとく記している。

(前略) 東島氏が最初雇入の約束をなせしハ二百名なりしも、兎に角未曾有のことなれハ、試験の為一先六十名丈使役することとなりしに、前記の如く成績極めて良好なるを以て、前約の如く残員百四十名も遠からず呼寄する筈にて、其手筈も既に整ひ居れる趣なる (後略)⁽⁴³⁾

と。またこの人数は、留学生金明遠が明治31年5月に長者炭坑労働者の状況を内偵して門司警察署で語った「彼の労働者一百五十名」⁽⁴⁴⁾ (後述の暴動により60数名脱走後) ともほぼ一致するのである。

第2回以降の労働者に関する詳細は不明である。ただ③は「全労働者は重にも元山地方のものにて、前二回のものゝ如く断髪和服にあらずして全体の韓装をなし居りたり」と記されている。おそらく第2回以降来日者も第1回と同様に、日本居留地周辺の、炭坑労働者にふさわし

表3 新聞にみる増雇過程

新聞名	報道年月日	増雇人員	引率者	備考
①門司新報	明30, 10, 6	今回更に40名	福山忠太郎 (小峯源作弟)	近日のうち到着
②門司新報	明30, 11, 25	77名	—	80余名既に雇入れ77名につき坑主より其筋へ届出
③門司新報	明31, 2, 8	56名	石井駿平 坂本佐八	郵船兵庫丸にて門司港着第3回募集労働者
④福岡日日新聞	明31, 2, 8	54名	古森栄次郎	兵庫丸にて門司港着第2回募集労働者

(41) 高野江基太郎『筑豊炭礦誌』(中村近古堂, 明治31年5月, 復刻版) 82～3頁。

(42) 栄城子「長者炭坑に於ける朝鮮労働者」は初日の成績を日本人の2倍とし、「就業日尚ほ浅きも能く日本坑夫の中等以上と相匹敵するに足る今日までの経過に依りて進歩せば追々は日本坑夫と異なる処なきに至るべきか」と記し、また『佐賀自由』も「老巧の日本人には及はざるも其中等の坑夫位にハ孰れも匹敵する程熟練し居れる趣なり、故に此上尚ほ幾多の日子を累ねなば日本坑夫に少しも劣らざるやう上達すべき見込充分なり」(明治30年8月22日)と見ていた。

(43) 『佐賀自由』明治30年8月22日。

(44) 『門司新報』明治31年5月15日。

い屈強の青壮年であったのであろう。

4 朝鮮人労働者の労働と生活

長者炭坑に雇傭された朝鮮人労働者の労働と生活を、ここでも主として「長者炭坑に於ける朝鮮労働者」に依拠して紹介する。ただこの場合、報告が第1回労働者導入後僅か1ヶ月後の調査にもとづくものであることに留意しなければならない。

管理、統轄組織

朝鮮人労働者すべてが募集請負人小峯源作によって導入されたが、小峯は単なる募集請負人ではなかった。小峯の役割について上記報告は次のごとく記している。

彼等労働者は通訳にして当初紹介をなしたる小峯源作氏が受負主となりて炭坑事務所との間に契約を取結ひたるなれば、若し現在の坑夫にして止を得ざる事故あり帰国する様の場合に際せば、小峯氏は直ちに其補充をなすの責任あり、独り去就のみならず全体に就き責任を有するに依り、事務所よりは彼等労働者が月々収得する賃金総高の割五分に相当する報酬金を小峯氏に贈与し、坑夫等よりは一文たりとも徴収す可からざる旨契約をなせり、最も万止を得ざる時は事務所の承諾を得てこれを徴収する事を得との約束ある由

また別の記事は

朝鮮人ハ本邦と言語風俗を異にし居れるを以て、坑主に於てハ通訳を兼ね朝鮮語に熟達せる対州人小峯源次郎^(ママ)氏を取締とし、朝鮮人一切の事務を斡旋奨励せしめ、又其下に20人毎に頭取を設け、其頭取をして労働其他の指揮をなさしむる由⁽⁴⁵⁾

これによると、小峯は朝鮮人労働者の募集およびその補充のみならず、全体に責任をもち管理する「取締」という名称の納屋頭であった。彼は炭坑経験はまったくなかったと思われるので坑内労働の指揮をとることはできなかったであろう。しかし大部分が日本語を解さない労働者をして円滑に坑内で労働せしめるためには、通訳として坑内にも下がり、出炭督励もしたのであるまいか。そして彼は日本人納屋頭と同様に労働者賃金の1割5分の報酬を得たのである。

取締小峯の下に朝鮮人労働者の中から「二十人長」或いは「頭取」と呼ばれる中間管理者が任命された。例えば第1回来日1班20名では林聰功（釜山出身、26才）が「二十人長」をつとめた。「頭取は略ほ日本語に通じ居れるものゝみなれハ本邦坑夫との意志も通し折合宜きのみならず、其取締の指揮には皆楽しんで随従し一進一退極めて整肅快捷にて毫も不体裁の状を見」⁽⁴⁶⁾ なかったという。しかし統率力ではなく日本語能力で任命された頭取が、取締を始めとする炭坑＝日本人の管理組織に組み込まれれば組み込まれる程、朝鮮人労働者の中では問題も生じたようである⁽⁴⁷⁾。

彼らは炭坑到着翌日には早くも入坑し、採炭を行った。しかし全員が「未だ曾て炭坑を実見せし事なく、特に坑内採掘の模様に至りてハ夢想だに知らざ」りし労働者であった。そのため炭坑は、「二十人を四切葉に分ち、一切葉に五人宛就業せしめ、内先山を三人とし二人は後山の業務に従ひぬ、然るに皆な無経験のものにて、鶴嘴の扱ひ様さへ知らざるものなれば、素より

(45) (46) 『佐賀自由』明治30年8月22日。

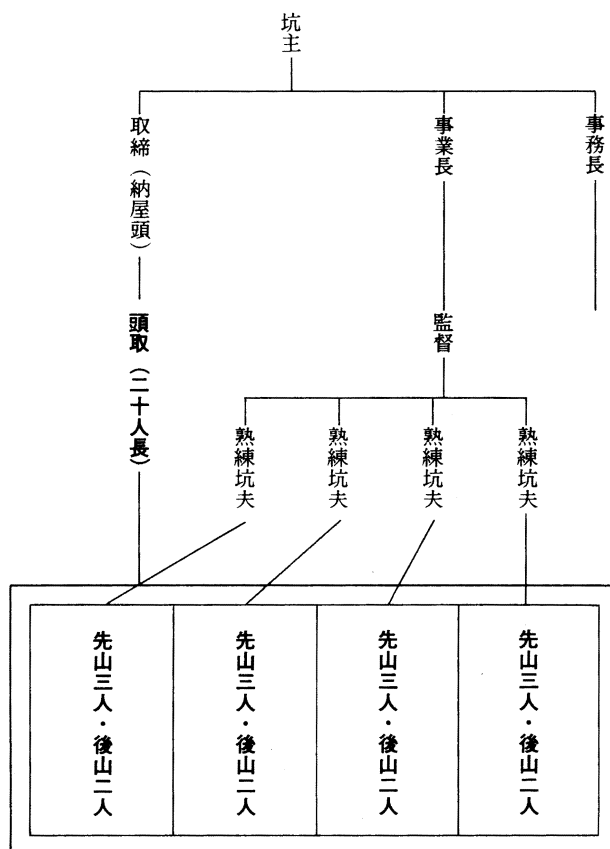
(47) 争闘の際、頭取が攻撃対象となったことについては、次項参照。

炭脈の筋目など知る由なし、依りて一切葉毎に熟練なる坑夫一人を附て万事の教授をなさしめ」た。

当時の残柱式採炭法においては、一切羽（採掘場所）で、先山（仕事に熟練した、採炭作業の主要部分遂行者）一人、後山（先山の補助作業遂行者）一人ないし二人が通常であった。そして先山が後山を指揮指導した。この場合、先山と後山を同時に急速に養成しなければならず、

しかも通訳者が少なかったので（逆にいえば日本語を解する労働者が少なかったので）かかる方法がとられたのであろう。従ってこれは導入初期の坑夫養成のための一時的措置であったかもしれない。

そのことに留意しながら、あえて長者炭坑における朝鮮人労働者の管理統轄組織を整理しておく次のようになる。



注) ゴチックは朝鮮人労働者

ところでこの採炭作業における労働者管理において、もっとも注意しなければならないことは「朝鮮人と日本坑夫と共に従業せしむるは自然喧嘩等を惹起すの恐れあるに依り、予て注意する処あり、全く片盤を異にせる所に於て採掘せしむる事」とし、同じ炭坑における労働者で

ありながら、労働過程において日本人と朝鮮人労働者は協働させないどころか、作業場すらともにすることが出来ないように隔離していたことである。

労働時間

労働時間は午前 6 時より午後 6 時迄の 12 時間

で、休業日は毎月3回であった。この規定は当時通常のものであった⁽⁴⁸⁾。もっとも既に早く菊池勇夫教授も指摘されているように、こうした規定は中小炭坑では有名無実で「専ら出炭函数で統制をとった」結果長時間在坑が普通であった⁽⁴⁹⁾。長者炭坑の朝鮮人労働者の場合もまさにその通りであった。栄城子の報告は次のように記している。

多くは午前三時若くは四時頃より続々入坑す、故に定刻より早く入坑したるものハ夫れ丈け早く事業を休みて出坑するの自由を与え居れり、然れども勘定日の前に至り、茲処何程を採掘すれば何万斤に達し規定の賞与を得るといふ場合に際すれば、独り入坑時間を引上げて坑内に入るのみならず、縦令午後十二時に至るも目的の採掘を了るにあらざれば坑外に出づる事なし

と。

労働賃金

賃金は、来日後1ヶ月間の状況については前述した通りである。その基準は、これも既に紹介した「御届」によると、「塊炭百斤に付賃金四錢六厘（甲乙丙丁）、粉炭三錢一厘宛」であった。賃金規定は各炭鉱とも極めて複雑で、出炭高に応じて種々の割合の割増金、賞与金を付与するのが通常であった。右の（甲乙丙丁）もそうした意を示しており、百斤に付4錢6厘は4

種の基準の平均を示したものであろう⁽⁵⁰⁾。

彼らは定刻より早く入坑し、目標高を採掘する迄出坑せず、非常に努力した。そのため賞与金の受賞比率も日本人坑夫の百人に付16人666に対し、35人08と2倍以上であった。これは前掲「御届」では傭入契約年限は満五ヶ年間となっていたが、「一千円丈け溜まれば故郷に帰して貰いたい」と、より短期の出稼を希望していたからであろう。

長者炭坑は賃金支払いにおいて切符＝炭坑札（私的賃金手形）⁽⁵¹⁾を使用した。これは出来るだけ短期間の出稼ぎを目的とし、「貯蓄金の増加するを楽み居た」朝鮮人労働者にとっては大きな不満となった。長者炭坑を逃亡し、三池炭坑の坑夫となった労働者は次のように語っている。

（前略）他の炭坑（筆者注、長者炭坑）にては賃金を支払ふの切符を以てし、半ヶ年毎にあらざれば現金の面を見る事能はさるも、此地の炭坑（筆者注、三池炭坑）にては毎月二回には必ず現金にて支払はるゝ故に誠に安心すべきなり、斯の如くにして将来も継続するを得は、長者炭坑に在る全国人は勿論本国へも通信して出稼を勧誘すべし⁽⁵²⁾

と。ただし右の談話は直ちに次のように訂正されたが、切符＝炭坑札が使用され、朝鮮人労働者にとっては（当然日本人労働者にとっても同様であった）大きな不満であったことは明らか

(48) 明治20年代は新入炭坑、三池炭坑のごとき大炭坑で鉱夫の就役時間は12時間以内と規定されていた（菊池勇夫『石炭鉱夫労働状態の変遷』『法政研究』第1巻第2号、46頁）。日露戦争後の明治39年の農商務省『鉱夫待遇事例』の調査によると、鉱夫500人以上の大炭坑の採炭夫の労働時間は概ね8時間乃至10時間で、平均9時間となっている。しかし明治末においても、前掲菊池論文が高野江基太郎『再版日本炭坑誌』を典拠に指摘しているごとく、依然大炭坑でも12時間制が行われていた。

(49) 同上 47頁。

(50) あるいは単なる届出のためのプログラムにすぎなかったかもしれない。同時期の筑豊の賃金平均に最も近かった田川郡の炭坑の場合の例をみると、賞与金がつかない1先普通切貨が、豊国炭坑 1函6百斤入 23錢、豊州炭坑 百斤 3錢5厘、鮎池炭坑 百斤 2錢5厘であった。（前掲『筑豊炭坑誌』636・654・657頁）。

(51) 多くの炭坑経営者は賃金費用を節約するため、或いは労務管理の一手段として、切符＝炭坑札を使用した。炭坑札は主に九州山口地方に於いて、明治15、16年頃から大正8年頃にかけて盛んに使用された。

である。訂正記事は長者炭坑の賃金支払方法の実態により近いと思われるので紹介する。

（前略）我筑豊炭坑にても大抵十五日毎に現金と引替へをなし、彼等が従事せりと云ふ長者炭坑の如きハ毎日賃銀高の五割より八割までを日用品及び小遣用として現金を支払ひ、総勘定ハ一ヶ月毎として翌月初めに切符の引替をなす由なれば、正誤かた々々此に記す⁵³⁾。

坑外生活

朝鮮人労働者の生活拠点としての住宅はまず第二坑の三棟の納屋があてられた。この第二坑は「先年開鑿したるも敷地不十分のため一時採掘を中止し」ていたため、日本人労働者の納屋とはかけ離れていた。炭坑夫としての外国人労働者の受入れは、わが国最初の試みであったので、東島猷一も種々苦心し、可能な限り故国と同じ生活環境を作ろうとした。住宅（納屋）についても朝鮮風の構造、即ち、「床に厚さ三尺余の平石を敷詰め、其上に一尺位に土を塗りたる後、厚紙を張るの構造にて、其床下には絶へず石炭を燃き室内を暖むる」オンドル風に改造した。

食物についても同様であった。第1回59名中には2名の炊事方が含まれていた事は前述の通りである。おそらくその後来日の人員の中にも炊事方がいたであろう。これら炊事方によって朝鮮風の食事が作られた。しかしそれは日本人坑夫とそれ程異ならず、「朝には大根漬、昼餐にハ魚類の煮附等を供し、晚餐にハ必ず味噌の汁並に魚類等を用い」たものであったという。若干異なるところは次の二つであった。一つは胡椒を大量に使用することで、一斗余の胡椒が僅か2日間でなくなったことに驚いている。ま

(52) 『門司新報』明治31年6月18日。

(53) 同上 明治31年6月21日。

た脂肪の多い食物が好まれるため、豚の飼育を計画している⁵⁴⁾。

飲酒は喧嘩の原因という理由で、所謂あがり酒（坑内から出る時）として大型コップ一杯のみに制限され、それ以外は取締＝納屋頭の許可が必要であった。

炭坑の坑外生活管理で注目すべきことは、隔離管理である。一方で可能な限り故国の生活風習を尊重しながら、他方で厳しく日本人労働者との交流を禁止した。その理由として報告は次のように記している。

日韓の坑夫をして互いに往来せしむるは喧嘩口論を惹出すの媒介なればとて事務所に於てハ切りに往来せざる様嚴重に取締をなし居れり

また

隣坑の坑夫等（筆者注、日本人坑夫）時々張番の目を偷みて彼等の納屋に來り種々の煽動をなして彼等の心を動かさんとするものあり、其言に曰く、他の炭坑に行けば当坑より二倍の賃錢を得べし、炭坑業は危険なり、何時天上の陥落するやも測られず、斯かる事業に従事せんより仮令賃錢の少なきも故郷にて働らくに如かず、彼等の労働を妨害せんと試むるものあるにぞ、昨今にては事務所に於ても更らに張番の数を増して一層其取締を嚴にせり

このように喧嘩の予防、坑夫引拔の防御を理由として、生活面においても日本人労働者との交流を禁じた。もちろん理由の一には、朝鮮人坑夫をして、前近代的日本人坑夫のさまざまな「情風」に染まらしめないということもあった。そ

(54) この外に、日本人坑夫は1人1日平均7合の米を食すのに対し朝鮮人坑夫は8合の米が必要であるしているが、当時の炭坑労働者の食事として注記しておきたい。

のために多数の「張番」を置き、坑外生活を厳しく監視したのである。

5 労働者の抵抗 ― 逃走と争闘 ―

明治30年（1897）10月12日、2人の坑夫、金鶴鳳と金千王が逃走した⁵⁵⁾。両人とも第1回来日59人のメンバーであったから、入坑2ヶ月後のことである。「長者炭坑にては人を派して厳重に搜索」したが、この2人が最初の逃走者であったかどうか、或いは発見できたか否かも明らかではない。

その後も次々と逃走者が続出した。新聞に報道されたものを整理しておくとして表4の通りであ

る。

後述の争闘事件により31年1月旧暦正月には一度に60数人が逃走した⁵⁶⁾。1月27日門司警察署で「言葉こそ通じね、哀訴歎願の体」をなした朴似(仁)川、洪満寿、劉斗仙⁵⁷⁾、および3月門司港に近い福岡県企救郡大里付近を徘徊中であつた金相弘はその時の逃走者である。表4の他の逃走坑夫の中にもその時の逃走者が含まれているかもしれない。

3月下旬より福岡県三井三池炭坑の七浦坑と勝立坑には6名の長者炭坑の逃走坑夫が入り込んでいる。彼らが賃金支払方法を逃走理由としたことは前述した。

5月4日頃門司警察署付近を徘徊していた5

表4 新聞にみる逃走坑夫

年月日	姓名	備考
明30・10・12	金鶴鳳(19)・金千王(25)	—
10・20	呉応七(29)	佐賀県小城郡牛津町に来る
12・22	張韓経・朴雲景	—
31・1・22頃	*60数人	暴動により
1・27	*朴仁(似)仙(23)・洪満寿(27)・劉斗仙(26)	門司警察署出頭
3・1	崔揚須(21)・金禹然(23)・金道城(19)	—
3・22頃	*金相弘(40)	福岡県企救郡大里付近徘徊
3下旬頃	6人	三池炭坑七浦坑2人・同勝立坑4人
5・4	金梅了・金禹警・崔旻植・韓性雲・金順石	門司警察署付近徘徊
5・5頃	金甲天(34)・千鳳石(26)・河春夜(26) 金聖根(29)・供乃玄(19)・崔記法(31) 李元石(22)・権鶴黜(21)・朴春生(20)	—
5・22頃	朝聖雲(50)・金属警(32)・崖旻植(28) 金順石(28)	京都府久世郡淀町淀分署に出頭
9・7	梁聖国(27)・李春植(35)・朴□甫(23) 金光順(29)・金得賢(30)	山口県下関に来る

注)『佐賀自由』・『門司新報』・『福岡日日新聞』より作成

*印は1・22争闘による逃走が明白なもの

() 内は年齢

(55) 『門司新報』明治30年10月16日。同10月20日。

(56) 『福岡日々新聞』明治31年2月3日。

(57) 『福岡日々新聞』明治31年2月1日では、1月31日に門司署に出頭したことになっている。『門司新報』明治31年1月29日付では、27日「門司港に迷ひ出で、目下警察署の保護中」である。

名のうち4名は(漢字は異なるが同人物と思われる)「食ふや食はずの憐れなる道中を為して……前日来一粒の飯さへ口にせざれば腹饑へて一步も進むこと能は」ざる状態で、およそ2週間後に京都府淀町にあらわれ、淀分署に救助を願ひ出ている⁵⁸⁾。

これらの他にも長者炭坑からは多くの逃走者がいたであろう。何故なら逃走元が確定できない朝鮮人に関する記事を幾つか見ることができし、逃走者すべてが新聞報道されたわけでもないからである。炭坑労働者の移動率が極めて高いことは周知のところであり、逃走は別に朝鮮人労働者のみではなかったが、比率は日本人労働者のそれをはるかに上回るものであったかもしれない。表4で4名の逃走者が認められる明治31年1月の時期に、新聞は「逃走又逃走を企て居りたる西松浦郡朝日炭坑(筆者注、後日長者炭坑の訂正記事が出る)雇入れの韓人」と表現し、「韓人逃走以来全炭坑の取締一層嚴重にして、過日捕はれたる一韓人の如き随分苛酷の取扱をも受けたりとのこと」⁵⁹⁾というごとき、厳しい管理の下でも、その後も逃走者を防ぐことができなかったからである。

また逃走者をみると、この頃長者炭坑や古河下山田炭坑以外にも少数ながら朝鮮人労働者が雇傭されていたかもしれない。次のごとき記事がある。

炭坑坑夫稼ぎの為め県下(筆者注、福岡県)に渡航し来れる朝鮮人は其労役に耐へざるより往々逃亡を企つるものがあるが、昨朝も何坑かの朝鮮人坑夫二名当地に迷ひ来り、筑紫郡人參畑辺をウロツキ居りたるを、巡回中なりし吉安巡查の認むる所となり、直ちに警察署

に連れ来りて事情を取調の上、目下福岡に滞在せる全国人朴淳弘に引渡したり⁶⁰⁾

朝鮮人労働者来日後の最初の陰暦正月にあたる明治31年(1898)1月22日、長者炭坑において大争闘事件が勃発した。新聞『佐賀自由』は「韓人坑夫の暴動」あるいは「朝鮮坑夫の争闘」として、『門司新報』は「朝鮮坑夫の喧嘩」として、当時の新聞としては非常に強い関心をもって詳細な報道をした。これらの記事の間には若干の相違もあるので、『佐賀自由』に2回にわたって紹介された「予審決定書」⁶¹⁾によってその経過をみる。

- 1月22日は陰暦新正に相当するため、坑主より朝鮮人坑夫一同に酒食を寄贈したところ、納屋前に集合し酣飲中、争論が生じた。
- 取締小峯源作が制止しようとしたところ、×漠龍、×揚雲、×鶴校の3名及其他数名は予て小峯に怨を持っていて、突然小峯に乱打を加え、さらに本光寺門前まで追求して棍棒で殴打し、疾病休業20日以上に至らしめた。
- この報が炭坑に達すると、×田茂吉(おそらく納屋頭の1人と思われる)は洋刀を携へ現場に向い、県道上で×漠龍の頭部、さらには腰部に切付け疾病休業17日間に、また猷龍国にも創傷を負わしめ、疾病休業2日以上とした。
- ×下勇三も刀を携え窪岩(「朝鮮坑夫納屋」)に向う際、県道上で金道成に疾病休業20日以

(58) 『門司新報』明治31年5月22日。

(59) 『佐賀自由』明治31年1月28日。

(60) 『福岡日々新聞』明治31年6月22日。また「朝鮮人金与川なるもの一昨日小倉炭坑に來り労働に従事せんことを申出でしも、全炭坑にて使用を断はられし由にて、全炭坑取締の巡查に連れられ昨日小倉警察署に來りしより取調べしに、全人は朝鮮京城ブイトンの物にて、一昨日より長崎に至り全地に滞在中小倉地方のものより稼き口を周旋せんと勧められ小倉に至りし(後略)」(『門司新報』明治31年6月16日)という記事もある。もちろん金与川は長者炭坑からの逃走者であるかもしれない。

(61) 『佐賀自由』明治31年4月21日、4月22日。

上、金明成に同じく5日間、姜官植に同20日以上、の創傷を与え、更に進んで裴化益の眼球を切破し、納屋の入口で趙龍八に斬付け疾病休業20日以上に至らしめた。

○×中元吉も鎮撫出張の松岡助太郎から受継いだ洪徳元が逃げようとしたところを下駄で頭部を殴打した。もっとも疾病休業を要しなかった。

○この他にも多数の日本人が朝鮮人労働者に創傷を与えた。

右の経過を若干捕捉すると、日頃飲酒の制限をしていたため、正月につき坑主より酒一樽と二重の餅および肴が振舞われた。また「取締役なる同国人某」（頭取であろう）も酒一樽を寄附した。酒宴中喧嘩が始まり、これを朝鮮人頭取某が取鎮めようとしたところ「韓人等は予て某

を憎み居たりけん某に向ひ彼奴打ち殺せと総掛り」となり、更に逃げる某を追ひ、「一同潮の如く某の納屋に逆寄せ、某は更なり、小峯をも併せて打殺さん」となったようである⁶²⁾。

小峯源作が攻撃対象とされた理由について「予審決定書」は次のごとく2つを挙げ、これを認定した。

源作が同炭坑々主の依頼を受け坑夫雇入の爲め朝鮮国に至るや、右被告等（筆者注、朝鮮人被告）に対し日本国に渡来せは許多の賃金を得る見込ある旨甘言を以て勧誘し、被告等も其言を信し遂に之か雇傭に應ずることに立至りたる処、却て当初の予想に反し、其従事する処は尤も不経験なる採炭事業にして、啻に其勞務に堪へ難きのみならず、其得る処の賃金も亦従て少額なるか故頗に厭倦の情を生

表5 予審および公判結果

氏 名	年 齢	住 所	予 審 結 果	公 判 結 果
× 漢 龍	22	朝鮮国京城	軽罪公判に付す	重禁錮4月15日
× 楊 雲	28	同	同	同
× 鶴 校	37	同	同	同
× 田 茂 吉	41	佐賀県杵島郡大町村大字福母、慶十又は敬十事	同	重禁錮1年2月
× 下 勇 三	26	佐賀市東魚町、坂本勇吉又は竹下勇吉事	同	同2年6月
× 中 元 吉	25	佐賀県神埼郡境野村大字境原直次郎又は元一事	同	当時服役中に付前科の通り
× 倉 清 吾	24	鹿児島県曾根郡大崎村、佐世保海軍2等水兵 木村健事	佐世保海兵団逃亡中に付 当庁の管轄外	
籠手田重照	44	長崎県北松浦郡調川村	自主したりと雖も事実 なし	
牟 田 貞 一	23	佐賀県佐賀郡古瀬村大字高尾	同	
川原亀太郎	34	同西松浦郡大坪村大字今岳	証拠不十分	
坂 本 佐 八	40	佐賀市松原町	同	
緒 方 万 吉	47	佐賀県佐賀郡金立村大字金立	同	
松岡助太郎	32	同小城郡北多久村大字別府	同	
中村徳次郎	19	佐賀市牛島町、徳一事	同	
竹 村 大 吉	44	原籍不詳	同	

注）『佐賀自由』明治31年4月21・22日，同6月8日より作成。

(62) 同上，明治31年1月29日。

するに至れり
と虚偽の募集を行ったこと⁶³⁾、および
当時炭坑々主は被告等か労務に熟練するに至
るまで自活の途を得ること困難なるを察し、
源作の手を経て二ヶ月間補助米を給与しつゝ
ありしも、源作は却て之を採炭器具の支途に
供すると称し毫も被告等に給与せさりし故
……爾来その為す処に對し事毎に不満を抱く
に至れり

と賃金補充の上前分を先取りしたことである。

この争闘事件の結果、60数名が逃走し、各地
を流浪したり、或いは帰国したりした⁶⁴⁾。この予
審は明治31年（1898）4月20日佐賀地方裁判所
において行われ、公判は同地裁で6月7日に行
われた。その結果は表5の通りである。

6 お わ り に

佐賀県西松浦郡の長者炭坑は、明治30年
（1897）8月から翌年2月にかけて、4回にわ
たり合計約230名の朝鮮人労働者を雇傭した。こ
れがわが国における朝鮮人労働者の集団移入の
嚆矢であったことを明らかにした。このことは
表6によっても裏付けられるであろう。この時
長者炭坑はほぼ正確な人員を関係官庁宛に報告
していたと思われるので、表3による受入人数
と表6による人数との差、あるいは表3におけ

る増雇人員とその他記載の現存人数との相違等
は絶えず逃走者があったことを示していると考
えてよからう。もちろん表6にも明らかなよう
に、また前述長崎八百屋の例のごとく、長者炭
坑の雇傭以前に渡来した朝鮮人が皆無であった
わけではない。

朝鮮人坑夫の導入はかなり慎重に行われた。
労働者はすべて単身男性であり、家族ぐるみの
移入ではなかったが、その受入れに際しては、
食住を主とする生活、文化において可能な限り
民族性を尊重したかのようである。もっとも衣
については、第1回労働者の到着時が「予想せ
る如き韓人は一人も見へずして、白地の浴衣に
兵児帯を締めたる壮丁」姿で、付添通訳者によ
ると、「到底結髪にてハ仕事上不自由なるに依
り、小峰氏と協議の上、仁川に於て乗船の際、
断然、散髪となした」のであった。したがって、
坑外においても日本人坑夫との識別は困難であ
ったという⁶⁵⁾。第4回の場合は「前二回（筆者

表6 日本居住朝鮮（韓）人数

年	官雇	私雇	其他	合計
明15	—	1	—	1
18	—	1	—	1
20	—	—	—	—
27	—	1	6	7
28	1	4	7	12
29	1	7	11	19
30	2	140	13	155
31	3	58	10	71
		男	女	合計
32		177	10	187
33		184	9	193
34		343	11	354
35		222	13	235
36		205	17	222
38		285	18	303
40		452	7	459
42		773	17	790

注）『日本帝国統計年鑑』

(63) 逃走朝鮮人坑夫を援助した金明遠（「元朝鮮官費留学生」）も門司警察署で当時次のように話している。「彼の長者炭坑朝鮮労働者の件に関し、彼自身が内偵せる事実なりとて、……彼の労働者一百五十名は何れも坑夫として雇入れを認諾の上渡来せるものに非ず、単に普通の労役か左なくばコック位の出稼ぎと思料せるもの多きを占め、扱てこそ労役に堪へずして屢々関門両地に遁走し来るなり」と（『門司新報』明治31年5月15日）。

(64) 例えば斐化益、林与功は、公判のため佐賀地方裁判所の召喚により釜山から出頭した（『佐賀自由』明治31年6月7日）。

(65) 『門司新報』明治30年9月22日。

注、3回)のものゝ如く断髪和服にあらずして全体の韓装をなし」⁶⁶⁾で到着したが、到着後は前者のように日本人坑夫同様となったであろう。

坑内労働過程の労働組織や統轄方法に関して、例え訓練過程の一時的なものであったにしても、日本人坑夫に対するのとは異なった種々の工夫がみられる。しかしながら、納屋制度の下に管理されたことに関しては、一点を除いて、日本人坑夫のそれと異なるところはない。注目すべき一点は、作業面でも坑外生活でも日本人労働者や地域社会との厳しい隔離策が採られたことである。かかる隔離策は相互の間に不信以外の何物をも生みださなかったにちがいない。もちろん日本人坑夫も地域社会とは一定程度隔離されていたことは周知のところである。募集における欺瞞、坑夫の暴力的緊縛、賃金の配分の不明朗性等は、当時の納屋制度の下では、目新しいものではない。とはいえ、これらは炭坑に関する予備知識が皆無で、言葉が通じない朝鮮人労働者にとっては、日本人より一層苛酷に受け止められたであろう。

朝鮮人労働者の不信と不満は、消極的抵抗としては逃走、積極的抵抗としては争闘事件として現象した。

明治31年2月8日の50数名の労働者受入れを最後として、以降長者炭坑では朝鮮人労働者の集団移入は行われなかったと思われる。明治30年から31年にかけての長者炭坑の朝鮮人労働者導入は一過的なものに終わった。おそらく古河下山田炭坑も同様であったろう。それは右の抵抗によるところも大であったろう。また明治31年春以降炭価が下落し、一転して石炭産業は貯炭の山に苦悩することになったからでもあろう。

唐津鉱業組合では同年9月の会議で、切質(採掘質)の1割5歩乃至2割5歩の低減と坑夫給与米価の低減を決議した⁶⁷⁾。翌32年夏の筑豊は注34に示したごとく「炭況の沈静は今や殆ど其絶頂に達し」、220坑のうち約半数が休業に追い込まれた程であった。そしてその底流には、日本は15年戦争期と戦後高度成長期以降を例外として、むしろ過剰労働力に苦悩し、絶えず労働力の海外移出国であったことがある。かかる状況と原因により、長者炭坑の実験は失敗に終わった。この実験が日韓併合以後、あるいは15年戦争期にふり返られ、参考にされることがあったかどうかは不明である。しかし、少なくともこの実験が十分に生かされたとは思えない。

付記1 東島猷一の縁戚にあたられる東島文雄氏より猷一の略歴につき御教示を頂いた。それによると猷一は嘉永元年11月3日生、明治43年11月28日歿、明治4年養子となり原姓を称し、明治24年東島姓に復した。御教示に心から感謝する。

付記2 朝鮮は1897年(明治30年)10月国名を大韓と改称する。当時の日本の新聞等は両名を混用しているため、小論では便宜上朝鮮で統一した。

(66) 同上 明治31年2月8日。

(67) 『佐賀自由』明治31年9月30日。『門司新報』明治31年10月2日。